

○赤平市ホームページ広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、赤平市ホームページ（以下「ホームページ」という）の広告掲載に関し、赤平市広告掲載に関する要綱（平成19年7月1日施行）及び赤平市広告掲載基準（平成19年7月1日施行）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告主の範囲と優先順位)

第2条 広告主は、市のホームページという性格上、公共性の高いものを優先させることとし、その優先順位は、次のとおりとする。

優先順位	広 告 主
1	公共交通機関、電力会社、ガス事業者、電話会社、新聞社、銀行、信用金庫、信用組合その他これらに類するもの
2	市内の商店、専門店その他これらに類するもの
3	赤平市内の消費者にとって有益と思われるもの

(広告の掲載位置)

第3条 広告を掲載する位置は、ホームページのトップページで市が指定した場所とする。

2 前項の規定にかかわらず、広告主がホームページのトップページ以外のページ（以下「他のページ」という）への広告を掲載しようとする場合であって、市長が特別の理由があると認めるときは、当該他のページに広告を掲載することができる。

(広告の枠数、掲載料、規格及び制限)

第4条 掲載する広告は、バナー広告とし、その広告の枠数、掲載料及び規格は、次のとおりとする。

- (1) ホームページのトップページにおける広告枠数は、最大8枠とする。
- (2) 広告の掲載料及び規格は、当該広告媒体ごとに市長が別に定める。
 - 2 広告は前項の規格に基づき広告主が作成する。

(広告の掲載期間)

第5条 広告を掲載する期間は、月の初日から末日までの1月単位で最長半年とし、更新を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、同項の期間に満たない掲載を行うことができる。

(広告掲載期間の延長)

第6条 広告掲載期間内に市の都合でホームページを閉鎖した場合は、閉鎖日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、当該閉鎖を行った期間が1日に満たない場合にあっては、

掲載期間の延長は行わない。

- 2 広告主の責めに帰さない理由により、市が広告を掲載できなかったときは、掲載できなかった日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、広告を掲載できなかった日数が1日に満たなかった場合にあつては、掲載期間の延長は行わない。
- 3 前2項における掲載期間を延長する日数の算定にあつては、24時間に満たない端数の時間は、切り捨てるものとする。

(広告主の募集・決定)

第7条 広告主の募集方法は、ホームページなどの広報媒体を活用して募集する。

- 2 広告の掲載は、申込みの受付順位により決定する。
- 3 前項の場合において、郵送等によるため受付順位により難しいときは第2条の順位により広告掲載者を決定する。この場合において、同順位のものがあるときは、掲載希望月数の多い者を優先することができる。
- 4 前項の規定によっても、なお広告掲載希望者の数が第4条に規定する枠数を超えるときは、抽選により広告掲載者を決定する。

(広告掲載料の納付)

第8条 広告掲載料は、掲載の決定後、赤平市が指定する期日までに、納付しなければならないものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(掲載の承認)

第9条 広告主は、掲載しようとする広告の原稿をあらかじめ赤平市に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 広告掲載後の軽微な変更は、第2条に規定する基本原則を遵守することとし、大幅な変更を行った場合は、赤平市の承認を受けることとする。

附 則

この基準は、平成19年7月1日から施行する。